

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 3 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

6 0	大川町産業団地 地区整備計画区 域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された大 川町産業団地地区地区計画において地区整備計画が定め られた区域
6 1	小杉駅北口地区 整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された小 杉駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められ た区域

別表第 2 に次のように加える。

6 0 大川町産業団地地区整備計画区域

建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの
---------------	---

	(5) カラオケボックスその他これに類するもの
--	-------------------------

6 1 小杉駅北口地区整備計画区域

D 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (4) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (5) 自動車教習所 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (9) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、15.5メートル以下でなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。